# 木更津市観光地魅力アップ整備事業補助金に係る手引き

補助金の適正な執行及び実施主体の自己負担の軽減・適正化を図る観点から、実施主体は補助対象経費に係る契約の締結に際し、契約予定額により複数の見積書を必要とする場合があります。この補助金は、千葉県の観光地魅力アップ整備事業補助金に付随するものであり、木更津市及び千葉県の予算の範囲内において交付決定されるため、申請をしていただいた場合においても採択されない場合があります。

# 【補助対象事業】

補助金の交付対象となる事業は、単年度事業であって、県交付要綱第３条に規定するものとします。

（県の他の補助金等が交付される事業は除く。）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の実施主体 | ・中小企業基本法（昭和３８年７月２０日法律第１５４号）第２条第１項に規定する者・中小企業信用保険法（昭和２５年１２月１４日法律第２６４号）第２条第１項第３号及び第４号，第６号に規定する者・その他，市長が特に認める者 |
| 補助率 | 総事業費の２分の１ |
| 補助金限度額 | ６００万円（観光案内板は１５０万円/基） |

# 【補助金に係る手続きの概要】

# 申請書等を市に提出する際は、様式中に記載のある必要書類を必ず確認してください。申請から交付決定までに時間を要する可能性があります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 書類名等 | 様式 | 書類作成者⇓提出先 | 説明 |
| １ | 交付申請書 | 別記第１号様式 | 実施主体⇓木更津市 | 実施主体が市長に提出 |
| ２ | 交付決定通知書 | 別記第２号様式 | 木更津市⇓実施主体 | 市長は、補助金交付申請書（No1） をもとに、千葉県へ補助金交付申請を行う。その後、千葉県から木更津市へ補助金交付決定が行われ、順次、木更津市から実施主体へ通知（No2） |
| ３ | 変更（中止・廃止）決定通知書 | 別記第３号様式 | 実施主体⇓木更津市 | 実施主体は、事業内容の変更、事業の中止や廃止をしようとするときは、市長に申請 |
| ４ | 変更（中止・廃止）決定通知書 | 別記第４号様式 | 木更津市⇓実施主体 | 市長は、変更（中止・廃止）承認申請書（No3） をもとに、千葉県へ報告を行う。その後、木更津市から実施主体へ通知（No4） |
| ５ | 遂行状況報告書 | 別記第５号様式 | 実施主体⇓木更津市 | 市長から補助事業の遂行状況に関し、報告を求められた場合は、市長に報告 |
| ６ | 補助金実績報告書 | 別記第６号様式 | 実施主体⇓木更津市 | 実施主体は、事業が完了したときは、市長に提出 |
| ７ | 交付確定通知書 | 別記第７号様式 | 木更津市⇓実施主体 | 市長は、交付すべき補助金の額を確定して、実施主体に通知 |
| ８ | 補助金交付請求書 | 別記第８号様式 | 実施主体⇓木更津市 | 実施主体は、補助金の額が確定した後に、補助金の交付を受けるために請求書を市長に提出 |
| ９ | 補助金概算払請求書 | 別記第９号様式 | 実施主体⇓木更津市 | 実施主体は、補助金の額が確定した後に、補助金の交付を受けるために請求書を市長に提出 |
| １０ | 管理状況報告書 | 別記第１０号様式 | 実施主体⇓木更津市 | 市長は、補助金交付請求書の提出を受けて、補助金を実施主体に支払う |

※ 補助金交付申請書の提出は、補助金の交付が確定するものではありません。

※ 補助金交付申請書を木更津市へ提出する前の事前相談も受け付けています。

# 【留意事項】

〇観光関連施設等について

要綱第１条に定める「観光関連施設等」とは、要綱第１条別表１に定めるものに加え、次のいずれの条件も満たすものをいい、施設等ごとの留意事項については、下記表のとおりとする。

① 主に観光客が利用することを前提として整備する常設の施設等であること。

② 観光客が常に利用することができ、かつ無料で利用することができる施設であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 留意事項 |
| 公衆トイレ | ・新設する場合は、原則、バリアフリートイレを整備すること。・既存のトイレを改修する場合、バリアフリートイレとするよう配意すること。・女性用の便器数を男性用よりも多くする等、女性の利用特性について配意すること。・非接触設備を導入する等、衛生面について配意すること。・洋式便器での整備を基本とすること。ただし、和式便器を整備する特段の理由がある場合にはその限りでない。 |
| 駐車場 | ・特定施設の利用者のみが利用可能なものではないこと。・整備箇所における想定利用台数が駐車できるものであること。・駐車場内の安全確保に配意すること。・駐車場法及び駐車場法施行令に定める技術的基準に配意し、整備すること。・自転車用駐輪設備は、工事により設置された固定的なものであること。・施設機能の強化に資するものとは、身体障害者用の設備等、施設機能の強化に必要な付帯的設備であること。 |
| 観光案内板 | ・可能な限り外国人観光客に案内することも想定して整備すること。・観光地や施設等の個別説明を掲載する場合は、板面の１/３以内に留めること。 |
| 観光案内所 | ・観光ガイド等を行う人員を配置することを前提としたものであること。 |
| 照射設備 | ・当該設備による照射が観光客の誘引に資することが客観的に認められるものであること。 |

〇実績報告

・事業は、事業を実施し、実施に係る経費の支払いをもって事業完了となります。

・支出に関する書類として、見積書・請求書・領収証を徴収し、１０万円以上の案件については発注書若しくは請書、３０万円以上の案件については契約書を作成してください。

・完了を証する書類として、納品書・工事完了報告書等を徴収してください。

〇その他

・施設等の整備にあたっては、整備地周辺における住民等の理解を得るとともに、各種法令に定める土地の利用や建物の建築等に関する条件を満たすようにしてください。

・施設等の構造や材料等については、要綱第１３条に定める耐用年数を踏まえるとともに、維持管理や費用対効果に可能な限り配意したものとなるようにしてください。

・整備した施設等については、観光客が利用しやすいよう、観光案内用のホームぺージやパンフレットへの掲載、誘導用看板の設置等、広く周知するようにしてください。

≪問い合わせ先≫

木更津市役所　経済部　観光振興課

住所：木更津市富士見１－２－１

木更津市役所　駅前庁舎８階

電話：０４３８－２３－８４５９

メール：kankou@city.kisarazu.lg.jp